

保土ヶ谷区スポーツ協会表彰規定

(目的)

第1条 保土ヶ谷区内において、区民スポーツの振興・発展に貢献し、その功績が著しい者及び団体・チームを表彰することを目的とする。

(被表彰者資格)

第2条 被表彰者の資格は次の通りとする。なお(1)～(3)のうちいずれかに該当する者及び団体・チームとする。

- (1) 保土ヶ谷区内に在住・在勤・在学する者
- (2) 保土ヶ谷区内にある団体・チーム
- (3) 保土ヶ谷区外の在住・在勤・在学者については次の通りとする。なお(イ)(ロ)または(イ)(ハ)に該当する者とする
 - (イ) 過去および将来の活動の主たる地域が保土ヶ谷区内であること
 - (ロ) 過去において区内に在住・在勤・在学した者
 - (ハ) 活動実績が10年以上あり、加盟団体の責任者がその証明をできる者

(表彰基準)

第3条 次の各号に該当するものから表彰する。

- (1) スポーツ功労賞 A・B・C
 - A 加盟団体の要職(会長・副会長・理事長・理事・部長等)を10年以上経てその功績が大である者
 - B 地域スポーツ団体等で現在も引き続き、体育スポーツの指導育成に10年以上あたっている者
 - C 区スポーツ協会並びに区民スポーツの発展振興・運営等に寄与した個人または団体
- (2) 優秀選手賞
個人または団体が各種大会において市大会優勝、県大会3位以内、関東大会および全国大会においては8位以内(ベスト8)の優秀な成績をおさめた者。
ただし、新人、学年別、各種対抗戦等の大会は除く。

注意

- (イ) 多種目の表彰対象は上位1枚の表彰とする。
- (ロ) 1種目2～4名はチーム戦と解釈し、各個人を表彰する。
- (ハ) 5名以上は団体戦と解釈し、個人名は記載しない。

第4条 スポーツ功労者および優秀選手を、区民大会総合開会式等席上において表彰状および記念品を授与して行う。

(選考方法)

第5条 各種加盟団体及び理事から推薦された者、中体連から届け出があった者、並びにスポーツ協会会長から特に推薦された者を選考委員会で選考する。

(選考委員会)

第6条 この規定に基づく表彰の審査を行うために選考委員会を置く。選考委員会はスポーツ協会会長および会長が委嘱する理事で組織する。

(除外)

第7条 第3条(1)項により表彰を受けた者は、5年間除外する。ただし、(2)項については、この限りではない。

(委任)

第8条 この規定の実施手続きについて必要な事項は会長が別に定める。

(附則)この規定は平成元年12月11日から施行する。

附則(平成7年1月13日改訂) 附則(平成8年5月13日改訂)

附則(平成12年6月28日改訂) 附則(平成13年6月12日改訂)

附則(令和元年6月18日改訂)

附則(令和2年6月17日改訂・令和3年4月1日施行)